序 章 景観計画の目的・区域

■1 景観計画の背景と目的

(1) 栗山町の概要

位 置

栗山町は、北海道のほぼ中央、空知管内の最南部に位置し、町域の北部はクッタリ山系で岩見沢市に、東部は夕張山系に続く穏やかな丘陵地帯となって夕張市に接し、南西を蛇行しながら流れる夕張川は、由仁町、長沼町との境界となり、やや南北に細長い町が形成されています。

夕張山系、クッタリ山系を源に石狩川水系夕 張川支流の雨煙別川、阿野呂川が町の中央部を 流れ、その流れに沿って耕作地が開け、市街地 や集落が形成されています。



気 候

日本海側気候の影響を受けることが多く、夏の平均気温は 22 度前後、冬の平均気温は-8 度と、夏は涼しく、冬は温暖で過ごしやすい温和な気候となっています。

(2)栗山町のあゆみ

町の発展

栗山町の開拓の歴史は明治 21 年 (1888 年)、宮城 県角田藩士の泉麟太郎らが鍬をおろしたことに始まり、 夕張川流域の肥沃な平野部には稲作を中心とした田畑 が広がっています。農業を基幹産業とし、次第に盛ん になった商業や工業と共に、バランスのとれた田園都 市として発展してきました。

夕張川の水利に富むことから、道内最古の蔵元「小 林酒造」が明治 34 年(1901 年)に札幌から栗山町に 移転操業しました。

造り酒屋では珍しい築 100 年を超える西洋建築のレンガ蔵や札幌軟石の石蔵は、国の登録有形文化財にも登録され、栗山町の歴史とともに歩んできたその姿は、しっとりした落ち着きと風格が漂い、夕張川のほとりの歴史的建造物群として栗山町の顔となっています。



小林酒造

一番蔵~六番蔵、資材庫、住宅など 13 棟が国の登録有形文化財として 2006 年に登録されました。

まちなみづくり

JR 栗山駅前から国道へと繋がる道道朝日桜丘線(角田通)の改良工事に伴い、地元商店街がまちづくり協定ルールを定め、建物を歩道から自主的に後退して建築するなど、景観に配慮したまちなみづくりを行ってきました。今後は、未整備となっている駅前からアンダーパスへと繋がる新町通において、栗山町の玄関口にふさわしい景観に配慮したまちなみづくりを地域一丸となって進めていくことが求められています。また町のシンボルロードとなっている「レンガ通り」は、町民の思いを込めた手づくりレンガによる歩道づくりとして、平成 2~3 年に整備されました。



町民が思い思いに彫りあげ、焼成した手づくりレンガを 敷きつめた「レンガ通り」。

人と自然の共生

自然景観をめぐる取り組みとしては、昭和 60 年に国蝶であるオオムラサキの生息が御大師山で確認され、これをきっかけに「人と自然が共生するまちづくり」の活動を展開してきました。平成元年には、御大師山一帯が環境庁の「ふるさといきものの里」に選定され、動植物の生育調査や環境づくりなど、自然との共存に向けた活動が今日まで続いています。

平成 13 年からは、桜丘地区にあるハサンベツ川流域の離農跡地で、「ハサンベツ里山づくり 20 年計画」を繰り広げています。そうした環境再生や保護活動を通して、栗山町の自然環境に対する意識の高まりや実践活動へと広まり、さらには自然景観の保全・活用へとつながっています。



ハサンベツ里山づくり20年計画 里山や小川の風景を町民が手づくりで再生・ 創出する様々な活動を進めています。

栗山町の景観に関わる主なできごと、取り組み

明治 21 年	宮城県角田藩士の泉麟太郎らが入植、栗山町の農業の基礎をつくる
34年	道内最古の酒蔵「小林酒造」が栗山町に移転
昭和 50 年	樹齢 300 年を超える「阿野呂の一本木(ハルニレ)」が北海道記念保護樹木に指定
50年	「不動の滝」が北海道自然景観保護地区に指定
60年	国蝶オオムラサキの生息を御大師山で確認、これを機に「人と自然が共生するまちづくり」を展開
平成元年	御大師山一帯が環境庁(現環境省)の「ふるさといきものの里」に選定
2~3年	住民参加による手づくりレンガを歩道に敷きつめた「レンガ通り」を整備
3年	多様な昆虫や鳥などが棲める森「ファーブルの森」づくりに着手
4年	「レンガ通り」が建設省(現国土交通省)の手づくり郷土賞を受賞
6年	「栗山町商店街近代化事業」に着手
13年	人と自然の共生を目標とした「ハサンベツ里山づくり 20 年計画」がスタート
13年	「栗山町中心街区域街なみ環境整備事業」に着手
18年	「小林酒造酒蔵群」が国の登録有形文化財に登録
20年	自然と環境に配慮し景観と調和した「エコビレッジ湯地の丘」を分譲
21年	旧雨煙別小学校が「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」として再生

(3)景観計画の目的・位置づけ

目的

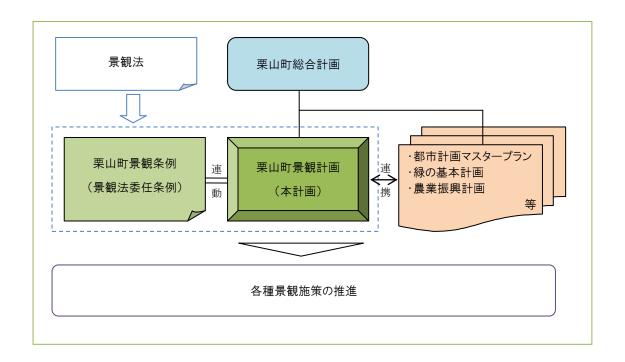
平成 16 年 6 月、国は景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定し、地域の特性を活かした 良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。これを受けて、全国の市町村においては、 それぞれの地域の特徴を活かした景観行政が進められています。

こうした景観をめぐる社会情勢や町民意識の変化を受けて、景観形成の方向性を示し、町民、事業者、 行政が一体となって、栗山らしい環境や景観づくりを進めるため、景観行政の指針となる「栗山町景観 計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条の規定に基づく景観計画であり、総合計画における景観施策に関する個別計画として位置づけられ、都市計画マスタープランや緑の基本計画等と連携して景観施策を推進するものです。

また、「栗山町景観条例」と連動し、景観づくりに関する様々な取り組みを通じ、必要に応じて計画の内容を見直すなど、運用を図りながら常に成長・発展する計画としていきます。



本計画の中では、景観法を「法」と省略して用います。